



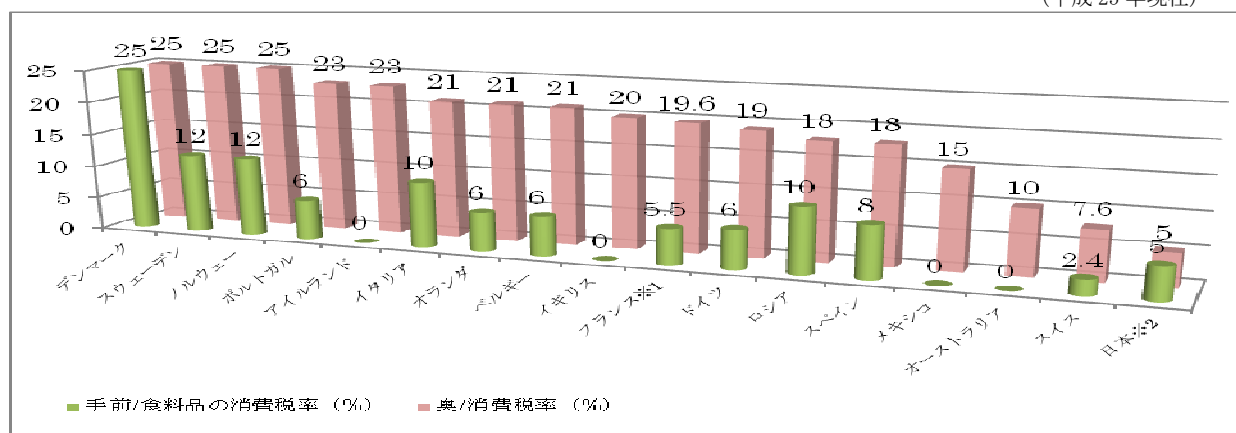
## 《税務の知識》世界の消費税比較～イギリス編～

はじめに

みなさんもニュースなどでご存じのとおり、平成26年4月1日から消費税率は5%から8%に引き上げられます。今回は、以前にも紹介している世界各国の消費税を比較しながら、イギリスの食料品無税の区分けの取組とその戦いに焦点を当てて考えてみたいと思います。

### 1. 消費税比較一覧表

(平成25年現在)



[全国間税会総連合会：『世界の消費税率—25年度版』を基に筆者作成]

※1 フランスでは消費税率が平成26年1月から20%（食料品は5%）に改正。

※2 日本では消費税率が平成26年4月より8%、平成27年10月から10%に改正。

### 2. 食料品無税と「温かい食料品」の戦い：イギリス

イギリスでは、多くの食料品に対する消費税率が0%になっています。これにはいくつか例外があり、サンドイッチの場合、買った物を店内のテーブルで食べると20%の税率が適用されます。同じものを購入しても店内で食べるか、外に持っていくかによって消費者の支払う対価に差が生じるということです。外で食べると偽って中で食べてしまう消費者や、店員のレジの打ち間違いなどによって、消費税がかかったり、かからなかったりする例も少なくありません。

さらに上記の例外として、ハンバーガーなど「温かい食料品」については店内、持ち帰りにかかわらず、20%の税率をかけるよう改正されました。「温かい食料品」とは「温かく食べることを目的として加温され続けているもの」で、これらについては食料品無税の対象外とされています。しかし、そんな「温かい食料品」に該当しないとして、0%の税率で販売されているほかほかの食べ物があります。パステイと呼ばれる肉や野菜を包んで焼いたパイで、イギリスの伝統的な食べ物です。パステイを食べる店では、「衛生管理や見た目の向上」という目的で加温しているため、「温かく食べることを目的としていない」という主張です。パステイについては議論されていますが、今もって棚上げにされている問題の一つです。同じ「温かい食料品」でありながら、片や消費税が20%、片や0%という商品間の不公平が生じているわかりやすい例です。

おわりに

日本でも多段階税率の導入について、議論に上る機会が増えてきているようです。しかし、一口に生活必需品といっても食料品だけで数多くの問題が発生します。イギリスでは、一度食料品について軽減税率を設定してしまったために、もとの税率に戻すのが困難な状況になってしまいました。一度行ったら戻れない多段階税率の道。みなさんはどうお考えですか。

(担当：岩崎)